

(HP 掲載用)

## 畳類公正競争規約作成連絡会 第 13 回合同委員会の概要

日 時：平成 28 年 11 月 14 日（月）13：30～16：45

場 所：農林水産省生産局第 1 会議室

出 席：関係団体

全日本畳事業協同組合 5 名、全国畳材料卸商組合連合会 3 名、全国い製品卸商業団体連合会 2 名、全日本 JIS 畳床工業協同組合 2 名、全国い生産団体連合会 1 名、全日本 ISO 畳振興協議会 4 名、全国畳材商社会 1 名

：オブザーバー

日本建築士会連合会、東海機器工業株式会社、大建工業株式会社、極東産業株式会社、消費者庁、農林水産省

議事に先立ち、消費者庁より以下のコメントがあった。

- ・前回の連絡会では、規約案の問題点を見つけ、規約案に反映させるための試行を 8 団体で取組んでいただくことを承認いただいた。
- ・試行を行うためのベースとなる規約案、試行計画、試行マニュアルについて、試行開始に向けた具体的な活動に着手できる合意がなされることを期待する
- ・試行に当たり各地で規約の説明会が行われることと思慮されるが、「来年 1 月から規約が施行される」、「規約が認定された場合、会員・非会員問わず規約違反に対して罰則が適用される」など誤った情報を伝えないよう、全国団体が内容を事前にきちんと確認するか又は全国団体で一律に通知文を作成してほしい

議事概要：

### 1 修正した規約案について

○10 月 17 日の修正点を反映した規約（案）について合意を得た。その他、合意を得た事項及び主な意見は以下の通り。

<合意を得た事項>

- ・現在検討している「規約の試行」は、今回決定した規約（案）で行うこととする
- ・次回規約（案）を修正するタイミングは一定期間「規約を試行」し、意見を取りまとめた後に行うこととする

<主な意見>

- ・「全ての畳に証紙を貼付することは負担が大きい、1 枚／部屋にできないか」という意見に対しては、試行後に意見を取りまとめた上で議論することとした
- ・証紙を畳の裏面へ添付した場合に建築士等が確認できないことについて、「証紙を貼付していることが分かる写真を添付する」のはどうかとの意見がでた。

### 2 マニュアルについて

○規約の内容を抜粋したマニュアル（案）について、10 月 17 日の修正点を反映したもので合意を得た。

### 3 規約成立までのスケジュール及び規約の試行について

○10月17日の連絡会で全日本畳事業協同組合より提案のあった規約成立までのスケジュール（案）と規約の試行について議論した。スケジュール（案）については試行の実施時期以外に意見は出なかったが、試行については様々な意見が出た。試行について合意を得た事項と主な意見は以下の通り。

<決定事項>

- ・試行を行うに当たっては連絡会に新たな委員会を設けず、調査・広報委員会が中心となって進めること
- ・試行時期、計画、方法及び予算等については調査・広報委員会が取りまとめ、連絡会で承認を受けること
- ・試行を各団体で行う場合はそれぞれが実施から取りまとめまでを行い連絡会へ報告すること
- ・試行を各団体で行う場合の相談窓口はそれぞれの団体に置き、連絡会で取りまとめること

<主な意見>

- ・試行は連絡会の8団体が足並みを揃えて行うべきである
- ・試行はB to Cについて行った方がよいのではないかと。工務店や不動産屋を説得するのは難しいのではないかと

<消費者庁からのコメント>

- ・全体的な試行に先立ち、連絡会に属する団体の幹事や役員等が試行をすることは妨げないが、他の業者に試行の参加を強制することはできない
- ・試行に当たっては、加盟業者の過半数以上が参加することが望ましい
- ・試行の目的は問題点を抽出し、修正するのが目的である
- ・試行には幅広い業者に参加してもらい問題点を把握して欲しい
- ・試行のスタートは川上から川下まで説明が終わった後が望ましい。説明が終わる見込み時期を8団体が連絡会へ報告し、説明の完了後に試行を開始することとしてはどうか

4 連絡会会員への連絡方法について

○連絡会会員への連絡方法について議論したところ、HPやメールによる連絡が望ましいという意見が出された。このため、往復はがきを全会員へ送りメールアドレスを記入してもらうことを調査・広報委員会で検討することとなった。

5 その他

- ・次回連絡会に向け、調査広報委員会及び協議会検討委員会を開きたい旨の意見が出され、各委員会で日程・議題を調整して開催することとなった。
- ・次回連絡会は12月14日（水）13:30～から行うこととなった。

以上